

審 査 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：茨城県特定金属類取扱業に関する条例
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業者の許可の更新
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 茨城県特定金属類取扱業に関する条例第6条第4項において準用する第4条（許可の基準）、第6条第4項において準用する第5条（許可の手続） 茨城県特定金属類取扱業に関する条例施行規則第6条（心身の故障により特定金属類取扱業の業務を適正に実施することができない者）、第7条（許可の申請）
審 査 基 準： 茨城県特定金属類取扱業に関する条例第4条各号の欠格要件に該当しないなど茨城県特定金属類取扱業に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに更新を許可する。
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先： （県内に営業所を設けるとき）主たる営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係） （県内に営業所等を設けないとき）許可を受ける際に経由した警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：